事業推進の心　仮設労働安全新生プラン

陽のあたる安全文化の創造

もうよそう　ヒューマンエラーの他人事
築こう　安全足場で身近なしあわせ
めざそう　安心して暮らせる　心豊かな国創り

Vol.22
ACCESS新聞
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety

編集・発行人　松本邦宏
発行所
全国仮設安全事業協同組合本部
〒103-0001
東京都中央区日本橋小伝馬町
15－18　日本橋ＳＫビル
ＴＥＬ03－3639－0641
ＦＡＸ03－3639－0640

北海道支部	〒060-0807	札幌市厚別区下野幌テクノパーク２－１－14	電話(011)738－0641	FAX(011)738－0640
東北支部	〒984-0816	仙台市若林区河原町１－３－24(大和第２ビル１Ｆ)	電話(022)716－6701	FAX(022)716－6710
関東支部	〒103-0001	東京都中央区日本橋小伝馬町15－18(日本橋ＳＫビル４Ｆ)	電話(03)3639－1571	FAX(03)3639－3980
北信越支部	〒950-0951	新潟市鳥屋野２－11－16(古木工業ビル１Ｆ)	電話(025)282－1031	FAX(025)284－7810
中部支部	〒460-0008	名古屋市中区栄３－25－43(瑞穂ビル２Ｆ)	電話(052)249－7661	FAX(052)242－6280
近畿支部	〒530-0012	大阪市北区芝田１－４－14(芝田町ビル８Ｆ)	電話(06)4802－3071	FAX(06)4802－3070
中国支部	〒730-0017	広島市中区鉄砲町５－21(協栄生命広島鉄砲町ビル５Ｆ)	電話(082)511－2051	FAX(082)227－2720
四国支部	〒760-0055	高松市観光通２－２－15(ダイヤビル本館７Ｆ)	電話(087)812－0131	FAX(087)812－0130
九州支部	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前４－10－13(奥村第３ビル４Ｆ)	電話(092)472－7000	FAX(092)472－7100

ホームページ http://www.kasetsuanzen.or.jp/ Ｅメール info@kasetsuanzen.or.jp 各都道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支部まで連絡ください。

今年度のモデル工事を展望する

国土交通省官房技術審議官

佐藤　信秋氏に聞く

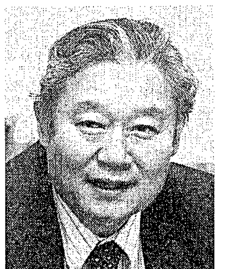

国土交通省は2001年度に引き続き、墜落事故防止重点対策として直轄工事で、手すり先行足場を採用したモデル工事を実施しています。今年度は新たに「つま先板等」の設置を推進するほか、直轄工事において請負者から提出される点検チェックリストによる安全活動での創意工夫の成果を工事成績評定の判断材料の一つとすることにしています。モデル工事を統括している国土交通省大臣官房の佐藤信秋技術審議官に、取り組みなどをお聞きしました。

■積算の見直し重視

国土交通省は、2002年度における建設工事事故防止のための重点施策を推進します。建設工事事故対策検討委員会（委員長・山村和也日大教授）の提唱を受けて取り組むものです。「国土交通省が実施する対策」と「関係業団体が実施する対策」からなっています。われわれ（国交省）としては、現在、手すり先行足場等のモデル工事を実施しているが、このモデル工事については当初から積算も変更しています。

積算については常に問題になることがあります。足場とは違う分野ですが、私どもでは現在、建設機械について低騒音タイプのものを推奨しています。ある程度、低騒音機械が一般化してきたら基本の前提を、ある特定の現場は低騒音や低振動を使用するようにして、機械の歩掛りをそうした機械に合わせたのです。

そうしたら、旧来の機種がまだ現場では稼働している。新しい機種を対象に全部を積算したらおかしい、という指摘があったのです。過渡期には必ず出る議論です。指摘はもっともな点もあり、実態に合うように変えたことがあるのです。現場としては切り替えをどのようにうまくやってもらうか、というのが大事な問題です。

足場についても（標準的な在り方について）、一つの新たな方向を固める時期かもしれません。

■モデル工事は倍増

モデル工事は、ことしは昨年の2倍の件数を予定しています。そのなかで十分な検証ができた、という結論めいたものが出て、みんなで合意できるなら方向性を固めることになると思います。ただ、昨年度のモデル工事を対象に行ったアンケートでは、「よかった」というのが7割くらいを占めているものの、作業的に「手間がかかる」といった声があるので、もっと良いものにしていこうということも大事だろうと考えているところです。

むしろ、そうした直す必要のある点を出してもらい、その点を含めて直し、コストも一般化させればかなり安くなるといった見通しを、ことしのモデル工事で出せるかが大切です。いずれにしても、ことし中に見通しをつけられればいいと思っています。

自治体に自主的取り組み募る

モデル工事は農林水産省と連携して実施しております。自治体などについては、都道府県土木・建築部技術次長技監会議で私どもの取り組みを紹介しているところですが、各県の自主的な取り組みを募ってみるのもいいですね。一通り全部紹介した上で、自主的に（手すり先行足場など）モデル工事的なものを取り決めてもらう分には結構なことだと思います。自治体にとっては準備や事情もあるでしょうから即座に対応するというのは難しいかも知れませんが、自主的な取り組みを進めていただきたいと思います。

さて、最後に、業界へ提言を、ということですが、先ほどのアンケート結果でも明らかな問題点を一つひとつ解消していっていただくのは無論ですが、ヒューマンエラーをなくするような教育を組合にはお願いしたいと思います。

（本稿は、当組合が7月に創刊する季刊の機関誌『アクセス』で、当組合の小野辰雄理事長と対談していただいた中から抜粋したものです）

ズームアップ

安全は会社の信用の基礎

全国仮設安全事業協同組合理事
協立機材代表取締役会長　柳澤　一美さん

今総会で当組合理事に就任した柳澤一美協立機材代表取締役会長は「われわれ足場仮設専門工事業者の使命は他職の職方に安全な作業床を提供することにある。同時に足場の組立・解体に従事するわれわれ鳶（とび）は常に危険と隣り合わせにあり、この視点に立ち、現場の危険を回避する具体的な提案をしていきたい」と抱負を語る。

「組合では現場の生の声を伝えたい」。足場の使用者と供給者であるメーカーとレンタル会社が協力してこそ、足場の安全性は確実に高まると信じているからだ。

「組合に加入している会社の社長さんは皆、安全性の向上に大賛成の方々ばかり」。ともに手を携えて安全文化の創造に取り組む姿勢だ。

安全の問題に真剣に取り組むようになったのは自社のとび職の墜落が契機、と15年以上前の事故を振り返る。鉄板の上に落ちたため骨折で済んだが、落下場所の1㍍隣には鉄筋棒が突き出しており、そこに落ちたら大事故になっていた。

「絶対事故に合わせないと決意」

「この時、初めて、とび職という職業の怖さ、本当に命がかかっているぞということを痛感した。熟慮の末、自分の会社と協力会社の職人から、重篤災害を起こさせないと決意した」

以来、労働災害に関してさまざまな勉強を始めた。大事故を起こせば会社はたちまち倒産することも分かった。民間の付加保険にも加入した。

「安全にはコストがかかる。設備費用だけでなく作業効率も落ちる。それでも自分は職人を絶対事故に合わせないぞと決意し、そうした経費を認められるかどうかがトップに問われている」と指摘する。「安全は会社の信用を築く一番の基礎。お陰様で、こんな不況下でも仕事は増えている」

ＪＨ静岡の3現場対象に意見交換

安全性向上、発注者・元請けと一丸で

ＡＣＣＥＳＳ中部支部

当組合中部支部（近藤昌三支部長）は4月25日、ＪＨ（日本道路公団）静岡建設局の3現場を対象に、安全の取り組みについて発注者、元請けの方々と意見を交換しました。この顔ぶれで意見を交わすのは当組合にとって今回が初めてです。発注者の同局静岡工事事務所の黒岩正構造工事区工事長は「組合の安全点検は我々の知識を補い災害の減少に効果的。今後も現場で積極的な安全活動を展開してほしい」と組合活動に期待を寄せました。

今回、発注者や元請けの方々と意見を交換したのは、現場で実際に使用する立場から率直な意見を聞き、組合側の考え方も現場に伝え、双方がその内容を今後の安全活動に役立てるのが狙いです。

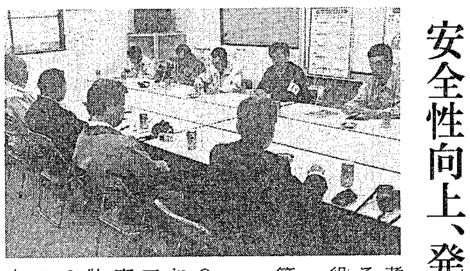

意見交換に先立ち、組合は第2東名高速道路建設工事の3カ所、島田市内で工事が進む伊太谷川橋（ＰＣ上部工）工事、静岡市内の中ノ郷第四高架橋（ＰＣ上部）工事と内牧高架橋（ＰＣ上部工）工事の各現場を視察しました。その後、内牧の現場事務所で12人が意見交換に臨みました。

はじめに元請け側から「安全対策と現場管理の面でコストに気を配ることは必要。バランスが大切」などの意見が出ました。枠組足場とシステム足場については「それぞれに優位性がある。枠組足場の種類によっては組立や解体で安心感が持てる。手順書に従って組み立てていくのは大前提だが、使用頻度が高まればその分だけ効率は上がる」と使用した感想を語りました。

しかし、組立や使い方などで手順書だけでなく専門的な立場から助言を求める意見もありました。

「積極的に助言を」ＪＨから要望

ＪＨ側からは「組合が行っている今の安全点検は、我々の知識を補う活動であり、災害の減少に効果的。積極的に現場で助言してほしい」と要望がありました。

また、元請け側からは製品の性能面の知識を増やすための「細かい指導や安全面を確認するための勉強会なども、ぜひ検討してほしい」と申し入れがありました。

このほか、出席者から「取り扱い方を間違えると大きな事故を引き起こす。双方で安全管理を積極的に進めていくべき」とする意見が多く、それぞれお互いが協力していくことで意見が一致しました。

仮設安全時評

安全に王道なし

高知工科大学社会システム工学科助教授　渡邊　法美

1999年から2001年まで、バンコク市郊外にあるアジア工科大学に赴任していたとき、タイ人の修士学生と建設労働災害の追跡調査を行ったことがある。タイでは労働災害に関する統計が十分に整備されていない。事故の被災者98人を訪問し、各事故の背景、発生状況、発生原因を伺い、効率的かつ効果的な安全対策を提案することを試みた。

調査の結果、まず驚いたのは実に68人の被災者が、「事故の発生はやむを得なかった」という『諦観』を持っていたことだった。

98件の事故の内訳は、「飛来・落下」23件、「突起物を踏む・激突」21件、「墜落・転落」21件、「はさまれ」13件、「その他」18件であった。「飛来・落下」や「突起物を踏む・激突」の事故が多かったのは、各現場が十分に整理・整頓されておらず、ヘルメットや安全靴などの個人保護具の使用も徹底されていなかったからである。

日曜日に発生した事故は13件であった。これは、日曜日に稼働していた現場のうち20％の現場で事故が発生したことを意味する。タイでは、日曜日の現場作業は技術者ではなく職長が管理することが一般的である。不十分な管理体制が事故発生の原因になっていると考えられた。

事故発生当日、体調不良を感じていた被災者も多かった。疾病を患っていた者は12名、疲労感を感じていた者は24名に上った。また、事故発生件数が多かった日を調べると、7日（9件）、15、20、22日(6件)、21、25、30日（5件）であった。タイの建設労働者は給料を毎月2回（1回目は10日から15日の間、2回目は20日から25日の間）受け取り、その後深酒をする者が少なくない。給料日の直後に多くの事故が発生したという事実は、深酒の影響も無視できないことを示唆している。

ところで、98人の被災者のうち45人が、事故発生当時ヘルメットを使用していなかった。作業員はヘルメットを使用すると、重くて暑いので頭痛がしたり作業中にずり落ちるので、生産性が低下すると感じているからである。しかし、98件の事故のうち32件は、個人保護具を使用していれば大事には至らない事故であった。

個人保護具の使用の不徹底や不十分な整理・整頓・清掃作業が多くの事故の直接的な原因であったが、背景には雇用主や元請会社の安全管理体制が弱体であることがあげられる。「安全はトップが本気でなければ誰もやれない。管理・監督者が本気でなければ誰もやらない」と常々思っているが、タイの現状はまさしくこの言葉があらゆる場面で意味を持つ段階にあった。

わが国においてもいまだに多くの死亡災害が発生している。日タイの開きはあるが、ともに「安全に王道なし」を掲げて、さらに安全管理を発展させてゆくことが求められる。

ＪＩＳ化へ最終段階

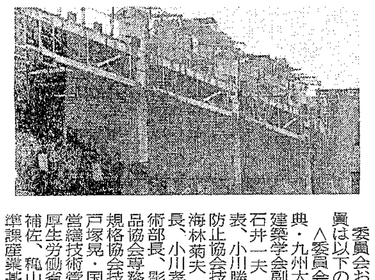

養生ネット

当組合は、2001年度経済産業省委託「㈶日本規格協会再委託事業」として養生ネット安全性能標準化調査研究を実施致しましたが、02年度は前年度の研究を発展させた建築工事用垂直ネット（養生ネット）ＪＩＳ原案作成事業について、受注しました。これにより、建築工事に使用されるネットの中で唯一規格・規準化が遅れていた建築工事用垂直ネット（養生ネット）についてのＪＩＳ化実現への最終コーナーにさしかかったと言えます。

建築工事用垂直ネットは主として鉄骨建て方工事中の落下物による危害防止に使用されるもの、網目の寸法が13㍉以上30㍉以下のものをいい、規格条件として①適用範囲②種類③品質④構造⑤形状、寸法⑥試験⑦検査⑧表示について、明確に規定することが原案作成事業の主な業務になります。建築工事用垂直ネット使用現場は、本事業を成功に導くため、関係各位のご協力をお願いします。

委員会および作業部会の構成員は以下のとおり。

＜委員会＞▽委員長＝松藤泰典・九州大学大学院教授（日本建築学会副会長）▽副委員長＝石井一夫・石井一夫事務所代表、小川勝教・建設業労働災害防止協会技術部専門調査役、東海林菊夫・仮設工業会技術部長、小川孝裕・日本防炎協会技術部長、影山泰彦・日本保安用品協会専務理事、橋本進・日本規格協会技術部規格開発課長、戸塚晃・国土交通省官庁営繕部営繕技術管理室長、本山謙治・厚生労働省建設安全対策室室長補佐、稲山貞治・経済産業省標準課産業基盤標準化推進室長、野口泰彦・経済産業省住宅産業窯業建材課長、国近正男・鹿島安全環境部ＷＢＴプロジェクトリーダー、杉本明・清水建設建築本部技術部主査、藤間壮吉・戸田建設安全管理部長、三浦武男・西松建設機材部機材管理課長、内田賢治・小松建設安全管理部長、柳澤一美・協立機材代表取締役会長、井上邦夫・皆榮建設工業代表取締役社長、大久保隆弘・東レ機能資材商品開発センター担当課長、石川州洋・三菱レイヨン繊維資材事業部課長代理、松原崇雄・ユニチカファイバー繊維資材商品開発センターマネージャー、井後房雄・キョーワ営業部長、仲田佳宏・ナカダ産業取締役営業部長、佐々木哲生・大嶽産業関東支店支店長、井川襄之・市川魚網製造研究開発室長▽事務局＝袖山敏夫・全国仮設安全事業協同組合事務局

＜作業部会＞委員＝古川勝教・建設業労働災害防止協会技術部専門調査役、柳澤一美・協立機材代表取締役会長、井後房雄・キョーワ営業部長、仲田佳宏・ナカダ産業取締役営業部長、江藤克三・東山産業常務取締役、佐々木哲生・大嶽産業取締役関東支店長、木内富雄・明治商工常務取締役、野瀬和也・日本セイフティー取締役管理部長、市川克之・市川漁網製造常務取締役

ロゴマークを商標登録

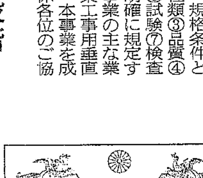

商標登録証
登録第4562969号

当組合の英文標記「ＡＣＣＥＳＳ」をデザイン化したロゴマークが、特許庁より商標登録されました（別掲「商標登録証」参照）。登録区分は第６類（金属製足場、その他の建築用または構築用の金属専用材料）と第37類（建築一式工事、仮設足場の貸与、土木機械器具の貸与）で、2001年２月６日に出願し、去る02年４月26日付で登録されました。名刺、封筒、パンフレット、ポスター、刊行物など幅広い用途で使用していきます。

鈴木一建設経済研究所常務理事はこのほど、当組合が主催するセミナーで「建設市場の動向と建設生産管理の新たな動き」という内容で講演し、講演では今後の建設需要の推移の予測に加えて、「ＣＭ方式」について語られました。講演の要旨は以下の通りです。

ＣＭ方式で求められる新たな対応

建設経済研究所常務理事

鈴木　一氏が講演

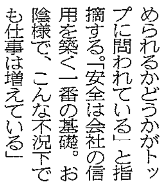

はじめに

我が国において、米国で30年以上の歴史を経て現在定着してきたＣＭ方式について、「発注者業務の負担の軽減」「コストの透明化」に対し寄与する建設契約方式の一つとして、その導入を検討すべきという提言が90年代初頭より政府、民間において出されてきた。近年、民間及び公共においてＣＭ的な方式が一部見られるに至っており、また、今後ＣＭ方式を導入しようとする民間及び公共発注者も増加するものと予想される。我が国においてＣＭ方式が円滑に発展していくため、導入にあたっての活用ガイドラインが本年２月７日に国土交通省より公表された。

1．米国におけるＣＭ

ＣＭとはConstruction Managementの略で、今や伝統的施工一括契約方式（ＤＢＢ）及びデザインビルド契約方式（ＤＢ）と並ぶ三大建設契約方式の一つとなっている。ＣＭ契約方式とは、発注者の下で、設計、発注及び施工の各段階において、発注者のために、設計の検討、工程管理、品質管理、コスト管理等の専門的マネジメント・サービスを行うＣＭ業者を建設プロセスの新たなパートナーとして加えた契約方式である。

①ＣＭ方式の具体的態様

現在「ピュアＣＭ」及び「アットリスク型ＣＭ」の２つの型に収斂されてきている。いずれの場合もＣＭ業者が設計段階から発注者の代理人として建設工事プロセスに入ってきており、設計及び施工段階での発注者の関与を深めるものとして機能している。また、伝統的施工一括方式において、工事契約時に施工者が設計書に関し発注者に多くのクレームをつけることに見られる米国の設計者と施工者の対立関係に対して、ＣＭ業者の存在が建設プロセスの設計段階から施工段階へのスムーズな移行を可能とする方式としても評価されている。

2．我が国におけるＣＭ

わが国では、90年代初頭より「発注者支援」と「コストの透明性」の観点からＣＭ検討の必要性が指摘されてきたが、政府、民間によるその導入のための検討はつい先頃始まったところである。ＣＭ的業務の実績は現在のところ官民とも限られたものである。

①外部支援が必要と考えられる地方公共団体

地方公共団体では、国等の発注者に比べ技術職員が比較的少なく、また大規模事業等により事業量が年度によって大きく変動することなどから、工事発注業務において、ＣＭ方式を含めた外部支援がある程度必要であると考えられることによる。

技術系職員が１人も在籍していない市町村

	集計市町村数(a)	土木技師		建築技師		土木・建築技師とも	
		市町村数(b)	(b)/(a)×100	市町村数(c)	(c)/(a)×100	市町村数(d)	(d)/(a)×100
市（政令市含む）	508	14	2.8%	31	6.1%	10	2.0%
町	1,520	439	28.9%	993	65.3%	422	27.8%
村	397	206	51.9%	331	83.4%	202	50.9%
合　計	2,425	659	27.2%	1,355	55.9%	634	26.1%

②民間工事における状況

各企業のＣＭ方式への取組み状況であるが、ＣＭ方式を知っている（「よく知っている」または「聞いたことがある」）企業の約４分の１（24.1％）である14社が、実際にＣＭ方式で建設工事を発注している。これに「ＣＭ方式の採用を検討している」２社（3.4％）と「ＣＭ方式について情報収集をしている」24社（41.4％）を合計すると、回答企業66社のうち40社、実に約７割の企業がＣＭ方式について何らかの取組みをしていることがわかる。

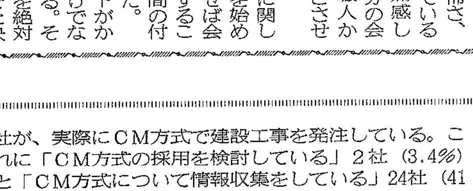

③ＣＭ方式の導入の課題

- ＣＭ方式が我が国において新しい契約方式であり、これからスタートという現状を考えると、ＣＭの類型、業務範囲及び内容、発注者・設計者・ＣＭ業者及び施工業者間の責任関係、利益相反の考え方、ＣＭ業者の位置付け、選定基準、対価（報酬及び経費）、保険等に関し、その基本的な考え方を示したガイドラインが本年２月７日に策定公表された。
- これを踏まえ、今後、さらに標準契約書式の作成等の具体的課題、公共工事について適用する際の制度的問題への対応等が必要となる。
- ＣＭ方式の導入は発注者、設計者、総合工事業者＆専門工事業者が新たな対応を求められる。